

(仮称) 真岡市未来変革デジタル条例 (案)

令和●年●月●日

条例第●号

(目的)

第1条 この条例は、デジタル技術の適正かつ効果的な活用が、市民等の利便性の向上に資するとともに、本市が直面する課題を解決するうえで極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した誰一人取り残さないやさしいまちづくり（以下「デジタル技術を活用したまちづくり」という。）に関する基本原則を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、これを推進することにより、市民一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができる未来への変革に寄与することを目的とします。

この条例を施行する目的を明らかにする条文です。

市民と市がそれぞれの役割・責務を果たしながら、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した誰一人取り残さないやさしいまちづくりに取り組む際の基本ルールを定め、一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができる未来への変革を目指すこととしています。

(用語の定義)

第2条 この条例で用いられる次の用語の意味を、以下のように定めます。

- (1) デジタル技術 法第2条に規定する情報通信技術をいいます。
- (2) 市民等 真岡市自治基本条例第3条第1号に規定する市民及び同第2号に規定する事業者をいいます。
- (3) 市 真岡市自治基本条例第3条第3号に規定する市をいいます。

(1) 本条例において、「デジタル技術」を、デジタル社会形成基本法の定義を使用することとしています。

(2) デジタルを活用したまちづくりは、市と市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々々が連携・協力しながら取り組んでいくものです。そのため、本条例は、広く市と関連がある方を対象とし、「真岡市自治基本条例」で規定する市民及び事業者を市民等と定義しています。

(3) 「市」の範囲を「真岡市自治基本条例」から引用して定義しており、こ

これは、地方自治法で言う普通地方公共団体（自治体）としての真岡市のことです。市は、市議会と市長以下の行政とで構成されます。

（基本原則）

第3条 デジタル技術を活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則に基づき推進するものとします。

- (1) デジタル技術を活用することで、これまで困難と思われていた課題であっても解決に導き、さらに人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させることができるという考えのもとに、常に新しい可能性を探求し続けること。
- (2) デジタル技術の活用は、それ自体を目的とするのではなく、常に市民等の利便性の向上等を目的とした、最適なサービスを創造するための手段の一つであることを意識して、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。
- (3) 全てをデジタルにするのではなく、デジタル技術の活用によりアナログの価値を高め、全ての市民等がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮すること。
- (4) デジタル技術を活用したまちづくりは、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。
- (5) デジタル技術を活用したまちづくりは、個人情報を保護し、また、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。

真岡市においてデジタル技術を活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。

- (1) デジタル技術は開発スピードも社会への実装も速いため、すごいスピードで時代の変化が進んでいきます。その変化の流れに乗ることをやめてしまうと、新しい可能性を手に入れられないだけでなく、時代に合った仕事や暮らしができなくなる恐れもあります。そこで、世の中の新しい事例や面白そうだと思うことに積極的に触れ、そのよさをまちづくりに取り入れることができないかを常に探求し続けます。
- (2) デジタル技術の活用は目的ではなく、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるための手段として活用するものです。まずは、「その課題の本質は何か」というところから検討を開始し、解決策としてデジタル技術の活用が適する場合には、市民の利便性向上等の観点から、そのシステムのデザインや使い勝手等を検証した上で取組み、また、柔軟で継続的な改善に取り組めます。

(3) デジタル技術は、全てをデジタルに移行するのではなく、デジタル技術の活用によりサービス利用の選択肢を増やすために活用されるべきであると考えます。対面や対人などのアナログサービスについても、デジタル技術を活用することでその価値を高め、全ての人がデジタル技術の恩恵を享受できるよう努めます。

(4) 新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めていきます。

(5) デジタル技術を活用したまちづくりの推進に当たっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保します。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則に基づき、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタル技術を活用したまちづくりに関する施策を総合的に推進するものとします。

2 市は、デジタル技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない市民等への支援のため、及び年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づくデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るため、必要な施策を講じるものとします。

第1条に規定する目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、本条例で規定する基本原則に基づき、デジタル技術を活用したまちづくりに関する施策を総合的に進めていきます。

第3条第2号に規定しているとおり、デジタルが苦手な方や様々な理由によりデジタルを活用することが困難な方に対しても、デジタル技術の恩恵を享受していただけるようアナログサービスの向上を図ります。

更に、直接的なデジタル技術の便利さも実感していただけるような機会を設けるなど、いわゆるデジタルデバイド対策にも努めます。

#### (市民等の役割)

第5条 市民等は、デジタル技術を活用したまちづくりの推進に関する理解と関心を深めるとともに、市と協力するよう努めるものとします。

デジタル技術を活用したまちづくりの推進に当たっては、市と市民の皆様等との連携・協力が必要であると考えています。そのため、「市民等の役割」として、デジタル技術を活用したまちづくりの推進について、市と連携し、及び協力するよう努めることを規定しています。

(基本方針の策定)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針を策定するものとします。

2 市長は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとします。

真岡市は、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、令和4年3月に「真岡市DX戦略計画」を策定しました。本計画を条例で規定する基本方針に位置づけ、一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができる未来への変革のための施策の総合的かつ計画的な推進に引き続き取り組んでいきます。

基本方針を策定し、または変更したときは、市民や事業者の皆様にご公表します。なお、真岡市DX戦略計画は、真岡市ホームページにて公表しています。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタル化に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするため、全庁的・横断的な推進体制を整備するものとします。

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。

真岡市は、令和4年3月にデジタル化に関する政策・政略を決定する庁内組織として市長を本部長、「真岡市DX推進本部会議」を設置しました。また、令和4年度からは庁内デジタル化の総合調整を行う組織としてデジタル戦略課を設置しました。

これらを条例で規定する推進体制に位置付け、引き続き取組を推進していきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。